

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 申請要項

申請受付期間

○高齢者福祉施設

令和4年12月5日（月）※ ～ 令和5年1月31日（火）

○高齢者福祉施設以外の施設

令和4年12月5日（月）※ ～ 令和5年2月15日（水）

※電子申請による受付は12月7日（水）から開始します。

申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

（１）郵送の場合

<提出先>

〒399-4431 伊那市西春近2916-1 長野日報ビル
東武トップツアーズ株式会社伊那支店内

「長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 事務局」あて

※高齢者福祉施設は令和5年1月31日（火）、その他施設は令和5年2月15日（水）の消印有効です。

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

（２）電子申請の場合（電子申請による受付は12月7日（水）から開始します。）

以下のホームページ、QRコードから申請してください。

<https://ttzk.graffer.jp/nagano-shien/smart-apply>



お問い合わせ先

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金事務局

電話番号：0265-98-6440

受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日、12/29～1/3を除く）

※ 本事業は東武トップツアーズ株式会社伊那支店に委託して実施しています。

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金の申請について

1 概要

原油価格等の高騰により光熱費・食材費・ガソリン代が増大していることから、その影響を緩和するため、社会福祉施設・医療機関等を対象に社会福祉施設等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給します。

2 支給対象者等

(1) 支給対象者

支給対象者は、長野県内に所在する下表に定める施設・事業所の設置者です。

施設等区分		施設種別
高齢者福祉施設	入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護（併設型、単独型に限る。）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
	通所系	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション（医療みなしを除く。）、
	訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション（医療みなしを除く。）、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援
障がい福祉施設	入所系	施設入所支援、共同生活援助、医療型障害児入所施設
	通所系	生活介護、療養介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所（併設型、単独型に限る。）、
	訪問系①	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
	訪問系②	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援
保護施設	入所系	救護施設
	通所系	社会事業授産施設
医療機関		病院、医科診療所（有床・無床）、歯科診療所
助産所		—
薬局		—

(2) 支給対象外

- ・ 国及び地方公共団体
- ・ 県税の滞納がある者
- ・ 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ その他知事が適当でないと認める者

3 支給要件

(1) 共通要件

- ・ 光熱費、食材費、ガソリン代について原油価格等の高騰の影響を受けていること。
- ・ 申請日現在で休止中でなく、また、休止又は廃止の予定がないこと。

(2) 施設区分別要件

① 高齢者福祉施設

- ・ 共生型の事業所は、本体事業所の指定を受けている区分で申請すること。
- ・ 令和4年10月1日時点で、介護保険施設、介護保険サービス事業所又は軽費老人ホームであること。

② 障がい福祉施設

- ・ 共生型の事業所は、本体事業所の指定を受けている区分で申請すること。
- ・ 令和4年10月1日時点で、障害福祉サービス等の指定を受けている施設等であること（基準該当を含む。）。

③ 保護施設

- ・ 令和4年10月1日時点で、救護施設にあっては開設の認可を受け、社会事業授産施設にあっては開設の届出を行い、又は許可を受けていること。

④ 医療機関、薬局

- ・ 令和4年10月1日時点で、病院、医科診療所及び歯科診療所においては保険医療機関、薬局においては保険薬局であること。

⑤ 助産所

- ・ 令和4年10月1日時点で、開設の届出をしている又は開設の許可を受けていること。

4 支給金額

以下の区分ごとに1施設等あたり基準単価+加算額の合計を支給します。

施設等区分		支給金額（1施設等あたり）	
		基準単価	加算額
高齢者福祉施設	入所系（併設型短期入所生活介護）	— ※2	9千円×利用定員※1※3
	入所系（上記以外のサービス）	180千円※4	9千円×利用定員※1※3
	通所系	90千円	3千円×利用定員※1
	訪問系	20千円	—
障がい福祉施設	入所系	180千円	9千円×利用定員※1
	通所系（生活介護、療養介護及び短期入所）	90千円	3千円×利用定員※1
	通所系（上記以外のサービス）	90千円	—
	訪問系①※5	20千円	—
	訪問系②※5	20千円	—
保護施設	入所系	180千円	9千円×利用定員※1
	通所系	90千円	—

施設等区分		支給金額（1施設等あたり）	
		基準単価	加算額
医療機関	病院	180 千円	20 千円×許可病床数 ^{※1}
	医科診療所（有床）		
	医科診療所（無床） 歯科診療所	90 千円	—
助産所		90 千円	—
薬局		90 千円	—

【支給金額算定にあたっての留意事項】

- ※1 加算額の算定における利用定員及び許可病床数は、令和4年10月1日現在とします。
- ※2 高齢者福祉施設（入所系）のうち併設型短期入所生活介護は、本体施設で算定するため、基準単価は支給しません。
- ※3 高齢者福祉施設（入所系）の利用定員について、短期入所生活介護は単独型及び併設型の定員、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は宿泊サービスの利用定員、（地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは軽費老人ホームの定員とします。
- ※4 （地域密着型）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームについては、軽費老人ホームでのみ基準単価を算定してください。
- ※5 障がい福祉施設（訪問系）について、一つの施設等において、2種類以上のサービスの指定を受けている場合は、指定を受けているサービスの数にかかわらず、1施設等あたりの基準単価は20千円とします。
（例）一つの施設等において訪問系①のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護の指定を受けている場合でも、支給金額は20千円です。なお、訪問系①と訪問系②は別の区分であるため、一つの施設等において訪問系①の居宅介護と訪問系②の計画相談の指定を受けている場合、支給金額は20千円+20千円=40千円です。

5 申請上の留意事項

- ・申請は、1施設・事業所につき1回限りです。
- ・申請者が法人の場合、可能な限り法人内でまとめて申請してください。
- ・本社所在地が長野県外であっても、長野県内に所在する施設・事業所は対象となります。
- ・1法人で複数の施設・事業所を運営している場合（例：A法人が病院と介護老人保健施設を運営）、どちらも支給を受けられます。
- ・介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所等で、一つの事業所で複数の指定を受けている場合（例：介護老人保健施設と通所リハビリテーション、施設入所支援と生活介護、就労継続支援A型とB型等）、それぞれのサービス種別ごとに計上できます。ただし、障害福祉サービス事業所のうち、訪問系①②の事業所については前記4の※5によります。
- ・申請日時点で休止中の施設・事業所は対象となりません。
- ・提出された書類は返却しませんので、必要に応じてコピー等を控えてください。

6 申請方法等

(1) 申請受付期間

高齢者福祉施設 : 令和4年12月5日(月)* ~ 令和5年1月31日(火)

高齢者福祉施設以外: 令和4年12月5日(月)* ~ 令和5年2月15日(水)

※電子申請による受付は12月7日(水)から開始します。

(2) 申請方法

① 郵送の場合

<提出先>

〒399-4431 伊那市西春近2916-1 長野日報ビル

東武トップツアーズ株式会社伊那支店内

「長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金 事務局」あて

※高齢者福祉施設は令和5年1月31日(火)、その他施設は令和5年2月15日(水)の消印有効です。

※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で提出してください。

② 電子申請の場合 (電子申請による受付は12月7日(水)から開始します。)

以下のホームページ、QRコードから申請してください。

<https://ttzk.graffer.jp/nagano-shien/smart-apply>



(3) 提出書類

① 社会福祉施設等価格高騰対策支援金支給申請書

※ 申請書は施設区分ごとに5種類*に分かれているため、該当する様式を使用してください。

* ①高齢者福祉施設用 ②障がい福祉施設用 ③保護施設用

④医療機関(病院・医科診療所(有床・無床)・歯科診療所)用 ⑤助産所・薬局用

② 振込先口座の通帳等の写し

※「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義人(フリガナ)」が鮮明に読み取れるもの。

※電子申請の場合は、写真データでも可。

(4) 申請書入手方法

長野県ホームページからダウンロードしてください。

「長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金について」

≪URL≫ <https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/kakakukoutoushienkin.html>



7 お問い合わせ先

長野県社会福祉施設等価格高騰対策支援金事務局

電話番号: 0265-98-6440

受付時間: 午前9時~午後5時(土日・祝日、12/29~1/3を除く)

※本事業は東武トップツアーズ株式会社伊那支店に委託して実施しています。

8 申請後の手続き等

- ・申請から支払いまでは約1か月を予定しています。ただし、申請が一定期間に集中した場合は、審査に時間を要し、支払いまで1か月以上かかる場合があります。
- ・申請書類を受領後、審査の結果、支援金の支給を決定したときは、指定の口座へ振り込みます。
(高齢者福祉施設は、長野県国民健康保険団体連合会に登録されている口座へ長野県国民健康保険団体連合会から振り込みます。当該口座が債権譲渡されている場合又は軽費老人ホームは、指定の口座へ振り込みます。)
- ・支払い後、支給決定の旨と支払日を記載した通知を郵送でお送りします。
(高齢者福祉施設で長野県国民健康保険団体連合会から振り込みを行う施設等は、支払い前に長野県国民健康保険団体連合会から、支払日を記載した支払通知をお送りします。)
- ・申請要件を満たさない等の理由により、支援金の不支給を決定したときは、その旨を記載した通知を郵送でお送りします。

9 その他注意事項

- ・支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、返還いただきます。
- ・申請に係る証拠書類は、支給を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管してください。
- ・申請により得られた情報は、支援金支給業務以外に使用することはありません。
- ・申請者の不備による振込不能等の事由により、支払いが完了せず、県が定める期限までに修正の確認ができない場合は、申請が取り下げられたものとみなします。
- ・国や市町村など他団体からの同趣旨の支援金の受給(予定を含む)の有無に関わらず、本支援金を受給することが可能です。ただし、本支援金を受給した後に他の同趣旨の支援金を受給できるか否かは、他の支援金の支給要件をご確認ください。

※QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。